

福岡県公報

平成二十六年六月十三日
第三千六百二号
増刊
①

目次

訓令(第十一号)

○福岡県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令 (団体指導課) …………… 一

訓令

福岡県訓令第十一号

農林水産部

福岡県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年六月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

福岡県農業共済組合等検査規程(平成二十一年六月福岡県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県農業共済組合検査規程

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「及び共済事業を行う市町村(以下「組合等」と総称する。)」を「(以下「組合」という。)」に改める。

第二条中「組合等」を「組合」に、「実態を」を「状況を的確に」に、「個別指導」を「個別の指導監督」に、「事業運営の適正化に資する」を「正常な事業運営を促進する」に改める。

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

第三条第一号中「共済事業の実施に関する条例(以下「共済条例」という。)」及び「

を削り、「並びに」を「及び」に改め、「共済条例及び」を削り、同条第二号中「法」を「農業災害補償法」に、「定款等において組合等」を「定款等の組合」に改める。

第四条を削る。

第五条見出し中「常例検査及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「組合等」を「組合」に改め、同項を第四条とする。

第六条中「福岡県農業共済組合等検査実施要領」を「福岡県農業共済組合検査実施要領」に、「組合等」を「組合」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「組合等」を「組合」に、「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め

、同条ただし書中「おいて」の下に「帳簿その他の書類につき」を加え、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「まで」の下に「の組合の業務及び会計の状況」を加え、同条ただし書中「過年度」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日」に改め、「検査基準日後」の下に「の組合の業務及び会計の状況」を加え、同条を第八条とする。

第十条中「組合等」を「組合」に改め、同条を第九条とする。

第十一条の見出し中「実施」を「原則」に改め、同条中「行わなければならない」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第十条とする。

ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。

第十二条第四項中「組合等」を「組合」に、「の意見を表明するに足りる合理的な根拠」を「を判断するに足りる基礎」に改め、同条第五項中「組合等」を「組合」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項中「組合等」を「組合」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「農業共済組合については」を「組合の」に改め、「、共済事業を行う市町村(以下「市町村」という。)」については市町村長その他の責任者一人以上」を削り、同条第二項中「農業共済組合にあつては」を「組合の」に改め、「、市町村にあつては監査委員」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条中「組合等」を「組合」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出し中「取引先と」を「取引先」に改め、同条中「組合等の組合員若しくは加入者、組合等の取引先若しくは」を「組合員若しくは加入者、取引先、」に改め、「対し」の下に「、個人情報保護等に十分に配慮した上で」を加え、同条を第十五

条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「直ちに改善に着手できるよう、また、組合等関係者に無用の不安を与えることがないよう、農業共済組合にあつては」を「組合の」に改め、「、市町村にあつては市町村長又は監査委員及びその他の責任者」を削り、「理事若しくは監事又は市町村長若しくは監査委員」を「組合の理事又は監事」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条第二項中「法令に違反している事項又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる」を「合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務運営上是正又は改善の必要があると認められる重要な指摘」に、「農業共済組合にあつては理事に、市町村にあつては市町村長」を「組合の理事」に改め、「とともに、当該検査書に記載された事項に関する見解と今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「法」を「農業災害補償法」に改め、同条を同条第三項とし、同条を第十八条とする。

第二十条中「知事は、」を削り、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣との連携）

第二十条 組合において、法令、法令に基づいてする行政処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合又は農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たつて農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

様式第一号中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、「(第14条)」を削る。

様式第二号中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。